

監 査 報 告 書

令和7年5月20日

学校法人 熊本城北学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 熊本城北学園

監 事

奥村 栄隆 

監 事

坂本 祐資 

私たちは、学校法人熊本城北学園の監事として、旧私立学校法第37条第3項及び学校法人熊本城北学園旧寄附行為第16条に基づいて、同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関し監査を行いました。

監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、当該年度の事業報告書の内容を検討しました。また、会計監査法人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等）並びに財産目録について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人熊本城北学園の業務及び理事の業務執行の状況に関する不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。また、同学園の財産及び収支の状況を全ての重要な点において適正に表示されていることを認めます。

以上